

作成日：令和6年2月13日

## 浄化槽に関する必要な届出等について

【発行】

静岡県東部健康福祉センター生活環境課

TEL 055-920-2135（直通）

新しい住宅に住み始めた後、以下のような状況があった場合、浄化槽の管理者（設置者又は所有者等）は、所轄の行政機関へ届出書又は報告書を提出しなければなりません。

浄化槽の使用状況等	提出が必要な書類	提出期限	提出先
使用を開始したとき （浄化槽を稼働したときや水道を使い始めたとき）	浄化槽使用開始報告書	使用開始してから30日以内	静岡県東部健康福祉センター生活環境課
浄化槽管理者を変更したとき （売却、転居、死亡や代表者変更等（建売住宅を購入したときを含む））	浄化槽管理者変更報告書	変更してから30日以内	静岡県東部健康福祉センター生活環境課
使用を休止したとき （空き家になる場合等、概ね1年以上使わないとき）	浄化槽使用休止届出書 （添付書類；清掃の記録の写し）	休止のための清掃をしてから任意の時期	浄化槽が設置されている市町の浄化槽担当窓口
使用を再開したとき （休止届提出済の浄化槽を再度使用する場合）	浄化槽使用再開届出書	再開してから30日以内	浄化槽が設置されている市町の浄化槽担当窓口
使用を廃止したとき （浄化槽の解体・撤去、下水道に接続したとき等）	浄化槽使用廃止届出書	廃止してから30日以内	浄化槽が設置されている市町の浄化槽担当窓口
浄化槽の技術管理者を変更したとき （技術管理者は、処理対象人員が501人以上の浄化槽に設置義務があります）	浄化槽技術管理者変更報告書 （添付書類；浄化槽技術管理者の資格を証する書類）	変更してから30日以内	静岡県東部健康福祉センター生活環境課
浄化槽の構造を変更するとき（事前の届出） （浄化槽の構造もしくは規模を変更する場合）	浄化槽変更届出書	工事着工の22日前（国土交通大臣の認定を受けた型式に係る浄化槽にあっては、11日前）までに	浄化槽が設置されている市町の浄化槽担当窓口

関係書類の様式について

インターネットで、「静岡県 申請書ダウンロード」と検索後、詳細検索ボタンからキーワードを入力して検索することで、必要な書類をダウンロードできます。

届出書の提出先及び連絡先

※休止届出書、再開届出書、廃止届出書

管轄	届出書の提出先	連絡先（直通）
熱海市	協働環境課 環境センター (〒413-0033 熱海市熱海1804-8)	0557-82-1153
三島市	生活排水対策室 (〒411-0858 三島市中央町 5-5)	055-983-2662
富士宮市	下水道課 (〒418-8601 富士宮市弓沢町150)	0544-22-1173
伊東市	環境課 (〒414-8555 伊東市大原2-1-1)	0557-32-1374
御殿場市	下水道課 (〒412-0039 御殿場市竈 359 御殿場浄化センター2階)	0550-84-5111
裾野市	生活環境課 (〒410-1118 裾野市佐野 1059)	055-995-1816
伊豆市	上下水道課 (〒410-2505 伊豆市八幡 500-1)	0558-83-3901
伊豆の国市	廃棄物対策課 (〒410-2396 伊豆の国市田京298-6)	0558-76-8001
田方郡函南町	環境衛生課 (〒419-0107 田方郡函南町平井 717-13)	055-979-8118
駿東郡清水町	くらし安全課 (〒411-0903 駿東郡清水町堂庭 210-1)	055-981-8216
駿東郡長泉町	くらし環境課 (〒411-0942 駿東郡長泉町中土狩 828)	055-989-5514
駿東郡小山町	くらし環境課 (〒410-1304 駿東郡小山町藤曲 57-2)	0550-76-6130

報告書の提出先及び連絡先

※使用開始報告書、管理者変更報告書、管理技術者変更報告書

管轄	報告書の提出先	連絡先（直通）
静岡県東部健康福祉センター	生活環境課 (〒410-8543 沼津市高島本町1-3)	055-920-2135